

灘区青少年育成協議会活動補助金交付要綱

令和2年4月1日
灘区長決定
令和5年3月13日
最終改正

(目的)

- 第1条 この要綱は、灘区が、青少年育成協議会活動支援要綱（令和2年3月9日こども家庭局長決定、以下「活動支援要綱」という。）第4条第2項により登録が決定した青少年育成協議会の活動の促進・発展をはかり、地域における青少年の健全育成活動を支援するため、その事業実施に必要な経費の一部を補助するために必要な内容を定めることを目的とする。
- 2 補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年4月1日神戸市規則第38号）および活動支援要綱の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 補助金の手続については、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成28年3月24日市長決定、以下「補助金交付要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(活動範囲)

第2条 灘地区青少年育成協議会（以下「灘区青少協」）は中学校区をその活動範囲とし、同一中学校区に重複して青少年育成協議会活動支援要綱第4条第2項の規定による登録はできないものとする。ただし、区長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第3条 青少年育成協議会活動支援要綱第6条第2項において別に定めることとされている補助金の額については、以下のとおりとする。

補助金の種類	補助対象経費	補助金の額（上限）
活動補助金	・活動支援要綱第8条第1項各号に定める活動にかかる経費。 ただし、補助金交付要綱第6条第1号から第5号に掲げる経費を除く。	300,000円

(団体登録の変更)

第4条 活動支援要綱第4条2項の規定により区に登録された灘区青少協は、当該登録内容（様式第1号別紙の育成委員一覧を除く。）に変更があったときは、団体登録申請書（様式第1号）を速やかに区長に届け出る。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。